

千葉県立中央博物館における研究活動上の行動規範

千葉県立中央博物館は、地域の市民と共に、自然と歴史に関わる資料・情報を収集・蓄積するとともに、基礎的・国際的視野に立つ科学的研究により、その新たな価値を発見し、教育、展示、その他全ての博物館活動を通して県民や社会へ発信し、県民共有の知的資産として未来に伝えること、また、千葉県の中核的総合博物館として、さまざまな市民の幅広い知的ニーズに応えつつ、双方向の交流を通して、その生涯学習拠点となることを使命としている。このような使命の遂行は、当館や当館研究員への県民や社会からの信頼があってはじめて成立する。しかるに近年、研究活動における不正行為が国内外で度々生じ、研究者や研究機関への社会的信用を失墜させる事態を招いている。このような状況に鑑み、千葉県立中央博物館は、日本学術会議声明「科学者の行動規範」改訂版（平成25年1月25日）に準拠した行動規範を定め、公正な博物館活動を推進しようとするものである。

（研究者の定義と基本的責任）

1 この規範で「研究者」とは、当館に所属し調査研究業務に従事する県職員をいう。研究者は、博物館の公益性と未来への責任を自覚して、学術と文化の継承・発展・創造のために活動する。また、資料を過去から現在、未来へ橋渡しすることを社会から託された責務を自覚し、収集・保存に取り組む。

（研究者の姿勢）

2 研究者は、研究活動において常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努め、科学研究によって得られた結果の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

3 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、行動する。

（社会的期待に応える研究）

4 研究者は、県民および社会が抱く真理の探求・解明や様々な課題の解決へ向けた期待に応える責務を有する。調査研究の成果及び博物館が蓄積した資料・情報を、展示や教育普及活動などで広く社会に還元する。

（説明と公開）

5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を中立的・客観的に評価し、その結果を公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

（研究活動）

7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底する。研究の各過程において、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。また、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ、二重投稿についても研究者倫理に反する行為としてこれらを行わない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

8 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び当館の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象、資料の価値への配慮)

9 研究者は、協力者の人格、人権を尊重する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。資料の多面的な価値を尊重し、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮する。

(他者との関係)

10 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(社会との対話)

11 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

12 研究者は自らの価値観に偏ることなく客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威的にふるまわない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

13 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを自覚する。

(法令等の遵守)

14 研究者及び研究活動に関わる事務職員(県職員及びその管理下にある非常勤職員をいう)は、研究の実施、研究費の使用等当たって、法令や関係規則を遵守する。また、県職員については、公務員としての自覚をもって「千葉県コンプライアンス基本指針」(平成22年3月30日制定)に定める7つの行動規範を遵守する。非常勤職員については、当館の県職員の指示に従う。

(差別の排除)

15 研究者は、博物館活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

16 研究者は、自らの博物館活動において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。